

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	2	母(父)子福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	2	特別児童扶養手当

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	担当者名	
黒川村担当	住民課	児童福祉係	担当者名	

現況			調整方針	備考																														
記載事項	中条町	黒川村																																
目的	精神又は身体に一定の障害を有する児童の福祉の増進を図ること	同左	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																															
受給資格	精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護する父又は母。ただし受給資格者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合には、手当の支給が停止されます。	同左																																
手当の額(月額)	対象児童の障害状態に応じて、等級1級又は2級として認定され、手当月額は次のとおりです。(児童1人の場合) 1級 51,100円 2級 34,030円	同左																																
支払時期	毎年8月(4~7月分)、11月(8~11月分)、4月(12~3月分)	同左																																
事務の委任	この手当の支給に関する事務は都道府県の事務ですが、政令の規定によりその一部が市町村長に委任されている。	同左																																
14年度決算額	42,252円(事務取扱交付金額)	16,192円(事務取扱交付金額)																																
15年度予算額	38,272円(事務取扱交付金額)	13,248円(事務取扱交付金額)																																
関係法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>39</td> <td>39</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>28</td> <td>28</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>67</td> <td>67</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td colspan="5">備考 平成15年度当初予算ベース</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町	39	39	0		黒川村	28	28	0		計	67	67	0		備考 平成15年度当初予算ベース				
財政への影響額				単位：千円																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																															
中条町	39	39	0																															
黒川村	28	28	0																															
計	67	67	0																															
備考 平成15年度当初予算ベース																																		